

交通安全トピックス

違法駐車はみんなの迷惑

～違法駐車を取り締まりが変わります～

「ちょっとだけ」「いつもここに止めてあるから」と、日常生活の中で犯しがちな違法駐車。しかし、そんな軽い気持ちでやった行為が、多くの人に迷惑をかけたり、交通事故の原因になったりしていることをご存じでしょうか。迷惑・危険な違法駐車をなくすため、平成18年6月1日から、違法駐車を取り締まりが強化されました。

**放置車両が交通事故の原因に**  
皆さんは、道路脇の違法駐車に迷惑した経験はないでしょうか？

駐車する人は「ちょっとくらいなら」という軽い気持ちなのかもしれませんが、通行可能な道幅を狭くし、ほかの車の流れを妨げて渋滞の原因となったり、救急車や消防車など緊急車両の通行の妨げとなることもあります。

また、歩行者や自転車利用者にとつても、安全な通行の妨げになります。このように、違法駐車によって、たくさんの方が迷惑を被ります。

駐車車両は、その付近の視界をさえぎることもあり、子供等の急な飛び出しなどに運転者の対応が遅れ、交通事故を起こす原因にもなっています。

また、駐車車両によって通路をふさがれた歩行者や自転車利用者、車道に出てきて車と接触するというケースもあります。さらに、夜間の道路では、運転者が駐車車両に気づくのが遅れてしまったため、ブレーキが間に合わず追突してしまうという事故も起きています。

放置車両に係る

「使用者責任」を拡充

このような違法な放置車両をなくすため、道路交通法の改正により、平成18年6月1日から、違法駐車を取り締まりが強化されることになりました。

放置車両については、現場に運転者がいないことが多く、誰が運転していたのか特定することが極めて困難で、特に悪質な運転者の責任追及が十分に行えず、時に「逃げ得」といった不公平を招くこともあります。また、運転者の特定、呼び出しなどには多大のコストと手間がかかってしまいます。

そこで、今回の法改正により、放置駐車違反について、運転者が反則金を納付しないなどの場合には、都道府県公安委員会から、その車両の所有者など（法律上は、車両を使用する権限を有し、車両の運行を支配、管理する車両の「使用者」）に対して放置違反金（反則金と同額）の納付が命ぜられることになりました。

また、放置違反金納付命令を繰り返し受けた常習違反者には、一定期間の車両の使用制限が命ぜられます。

民間の駐車監視員も

放置駐車違反を確認

警察官または交通監視員のほか、民間の駐車監視員も確認標章の取付けを行い、放置駐車違反の車両を確認した場合、その車両に確認標章が取り付けられます。

駐車監視員は、地域住民の意見、要望等を踏まえて策定・公表されたガイドラインに定める場所・時間帯を重点に活動します。

短時間駐車違反車両に

対する取り締まりを強化

今後は、悪質・危険、迷惑な違反に重点を置き、短時間の放置駐車も取り締まります。1台1台の駐車は短時間でも、そのような駐車が行われれば、交通

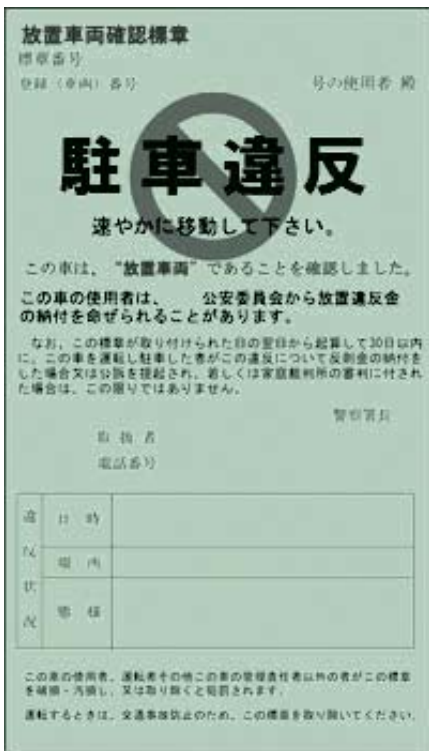
の大きな妨げとなります。そこで、放置駐車違反の車両については、駐車時間の長短にかかわらず、確認標章を取り付けることとし、安全で円滑な交通の実現を図ります。

放置違反金を納付しないと

車検が完了できません

放置違反金を滞納して都道府県公安委員会から督促を受けた者は、滞納処分による強制徴収の対象となります。また、放置違反金が納付されなければ、車検手続が完了できなくなります。

このように、今回の改正で違法駐車を取り締まりは格段に厳しくなります。皆さんも、「ちょっとだけ」の安易な気持ちで道路に車両を止めず、駐車場などを利用するようにしましょう。



放置車両には確認標章が取り付けられます